

処 分 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項：第 9 条
処 分 の 概 要：指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第 1 条第 2 号（指定の基準）、第 7 条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第 9 条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室犯罪抑止対策係 （電話 075-451-9111 内線3411）
備 考：